

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成20年7月10日(木)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 赤西芳文(委員長), 伊東武是, 大内ますみ, 迫田博幸, 高梨柳太郎,
中野彰博, 西誠子, 橋口朱美, 平地正宜, 増田陽一, 六車ゆき子,
村田一実, 森岡正芳, 渡邊力(敬称略)

(オブザーバー) 落合卓, 高木繁

(説明者) 吉澤邦和, 今中昭治, 野口英俊

(庶務) 曾根啓子, 山本正道, 永井英雄, 中山克巳

4 議事(:委員長, :委員, :オブザーバー, :説明者, :庶務)

(1) 開会のことば(総務課長)

(2) 所長あいさつ

(3) 新任委員の紹介

(4) 裁判所からの報告

庶務から、「第二期裁判所委員会についてのアンケート調査報告書」の内容
についての報告、「憲法週間広報行事」の開催結果報告及び「来庁者アンケート『利用者の声』」についての集計結果報告が行われた。

(5) 少年審判と家庭裁判所における教育的措置について

ア 少年保護事件の動向についての説明

別紙1のとおり

イ 少年審判手続及び審判における教育的措置についての説明

別紙2のとおり

ウ 神戸家庭裁判所において家庭裁判所調査官が取り扱う教育的措置についての
説明

別紙3のとおり

エ 意見交換

少年保護事件の統計を見て、審判不開始、不処分が多いことに驚きを感じた。少年の審判の経緯等は被害者に知らされるのか。特に事件が審判不開始・不処分が終わった場合には、どのような情報が被害者に提供されるのか。また、被害者が教育的ケアに関わったりするようなことがあるのか。

家庭裁判所が行う教育的な働きかけについて、特に体験型の働きかけは人出も手間もかかると思われる。事件が減っているとはいえ、家庭状況や経済環境が複雑化していることから、その負担は相当なものだと思われるが、人的資源はどのようにして確保しているのか。ボランティアや専門家等、関係機関との連携はどのようにしているのか。すべて家庭裁判所でまかなっているのか。

被害者から申出があれば、処分の決定後、少年及び保護者の氏名、住所、決定の主文、年月日、理由の要旨を通知しているが、審判不開始、不処分等の場合に特段の配慮はしていない。

特に体験型の働きかけの場合は大変で、裁判所の職員のみで実施するのは難しいが、キャンプ場の主催者の協力を得たり、学生ボランティアが参加してくれている。また、バイク愛好家や商店主等、協力的に動いてくれる存在があり、家庭裁判所としても非常に助かっている。「少年友の会」が援助をしてくれることもある。

学生の関心も高いので、家庭裁判所で行っている体験型の働きかけについては、もっと広く宣伝してもらいたい。

事件が審判不開始、不処分で終結した少年の再犯の件数や割合等の統計はあるか。統計があっても外部には出しにくいものなのか。

統計は取っていない。

裁判所に係属した少年について、過去に前歴があるかどうかについて統計を取ることはできるが、再犯の有無ということとなると、いつの時点までの再犯を取り上げるのかという問題がある。ただ、審判不開始、不処分で終局した少年のうち、教育的措置を執ったものについては比較的再犯は少ないという感触がある。例えば、合宿については、手をかけているということもあるのか、ここ数年の参加者の中で再犯は1名しかいないと聞いている。合宿の参加対象はもともと試験観察が相当とされた非行性が比較

的重い少年なので、その意味では、家庭裁判所による働きかけが効果を上げた上で審判不開始、不処分で終局していると自負していいのではないかと考えている。

私は少年事件を担当しているが、審判不開始、不処分で終結する事件のほとんどは、初めての万引や乗り捨てられた自転車を盗んだというような軽微な財産犯がほとんどであり、被害者に怪我をさせたようなケースでは、被害者側に落ち度があるような場合でない限り、審判不開始、不処分となるようなことは少ないと理解していただきたい。

裁判所において行うことは難しいとは思いますが、手続の中で被害者から話を聞いたり、具体的に被害者がどういうことで困ったのか等について、加害者である少年に聞いてもらうというような試みはなされているのか。

個々の事件において、裁判官から指示を受け、被害者に照会書を送付することがある。被害の実情、どういうことで困ったか、謝罪はあったか、などについて照会し、記録には表れない被害の実態が明らかになることもある。

なお、照会の結果については、少年や保護者に伝えて良いかどうかは被害者に確認している。実際に少年に対して被害者の回答内容を伝えると、観護措置が執られるような重大な事件であると、少年が顔色を変えて泣き出すことがあったり、中学生くらいの少年であると、少年以上に保護者が被害弁償の必要性を自覚することがよくある。

家庭裁判所の行う教育的措置、特に体験型の教育的措置一般について、具体的な頻度、期間、回数はどうなっているのか。ケースによって違うものなのか。例えば、保護者の会はメンバーが入れ替わりつつ、何度も継続して開いていくのか。

精神的な病気と少年の非行との関連性についてはどのように考えられるか。また、最近になって、少年の資質が変わった、自己洞察ができにくくなったと言われているが、それは時期的にはいつころからのことなのか、明確にわかる資料はあるか。

少年が自己洞察ができにくくなったのが具体的にいつころから、とは言いきないが、20年以上前は家裁調査官が鑑別所に会いに行った段階で、

少年の内省がある程度進んでいるということが多かったように思う。しかし、今はあと4、5日で審判というところでようやく内省らしきものが見えて来るといった印象である。また、在宅事件でも面接での関わりだけでは効果がないと感じることが多くなったように思う。このような状況から、少年に対して、従来の形とは違った別の方向から働きかけを行っていく必要が生じ、現在様々な試みを始めているところである。

精神的な病気が窺われる少年については、家裁の医務室技官に相談して対応している。ケースによっては、医務室技官が直接少年や保護者と面接することもある。

保護者の会の実施回数については、特に希望があれば2回目の実施を検討することもあり得るが、基本的には1回限りである。

精神的な問題を抱えている少年については、まずは医療的な措置が優先するため、そのような少年がプログラム化された教育的措置の中に組み込まれることはあまりないと思われる。家庭裁判所は基本的には判断機関であるため、体験型の教育的措置については、試験観察の一環として実施するもの以外は継続的に行うことを想定しておらず、基本的には1回限りである。

教育的措置がなされた少年の再犯率についての統計は取っていない、とのことだったが、私はぜひ取るべきだと考える。家庭裁判所の仕事の成果を何らかの形で示すべきだと思うし、外部から見ても納得できると思う。せっかく様々な施策を実施しているのだから、それが効果があるものなのかどうか、外部に対してアピールできるものを持つべきではないかと考える。

家庭裁判所としても、教育的措置の効果の検証は大きな課題であり、今後はどうやったら効果の検証ができるのか検討する必要があると考えている。ただ、再犯の有無については、種々の要因が影響を与えており、再犯がなかったからと言って、教育的働きかけが効果的であったとは言い切れない面があると考えている。家庭裁判所が行った教育的措置について、効果があったのか、効果があったとしても、改善の余地はないか、何らかの形で検証していきたいとは考えているが、具体的にどうするかは難しい問

題である。

少年保護事件の総数が年々減少しているのは、少子化の影響によるものなのか。少子化が第一の原因であり、事件数が今後も減少していくことが予想されるのであれば、今後、家庭裁判所の人的な体制にも影響が及ぶことがあるのか。また、成人の刑事事件においては、外国人の犯罪が増加していると聞くが、少年保護事件に関してはどうか。仮に増加しているとのことであれば、その対策は取っているのか。裁判員制度が始まることによって、少年事件についても何らかの影響が考えられるのか。影響があるとすれば、その対策はどのように考えているか。

少子化は、少年保護事件の件数が減少している理由の一つではあると思われるが、それ以外に件数が減少している理由があるのかはわからない。

少年事件を担当していて、思いつくままの感想を述べると、平成15年ころ以降の事件数の減少は、日本社会の経済的な好転が影響しているのではないかと思う。私は平成15年前後に刑事事件の担当をしていたが、そのころはバブル経済の崩壊により、失業等の問題がピークを迎えていた時期であり、世の中が非常に荒れていた印象がある。少年についても同じことが言えるのではないだろうか。私としては、最近の経済状況から考えると、今後を心配しているところである。

外国人の事件の件数については、全国的な統計は確認していないが、神戸家庭裁判所に限って言うと、増えているとか目立つとかいう実感はなく、少ないというイメージがある。

私は個人的には裁判員制度を推進していくべきだと考えているが、世間で言われているように、裁判員制度の導入によって刑罰が厳しくなるような傾向があるとすれば、少年事件について検察官送致の決定をする際に躊躇するかもしれない、という程度の影響はあると考えている。

事件数の減少によって、裁判所の人的な体制について影響があるかどうかは、何ともお答えのしようがないところであるが、少年事件の質的な変化に伴い、少年に対して様々な教育的措置を講じる必要が生じてきている現状等を踏まえて検討すべき問題であろう。

成人の事件においては、犯罪を犯した時に本人に責任能力があったかど

うか、という点が問題となることがあるようだが、少年事件においても同様の問題があるのか。また、少年保護事件の年齢別の件数を見ると、全国的にも、神戸家裁でも15歳から16歳までが最も多いようだが、その原因は何か。ちょうど義務教育を終えるころだが、何か関連はあるのか。

「少年の健全育成」を目指すことは責任能力に問題のある少年の場合であっても同じであるが、そのような少年の場合は、まずは治療を受けることが優先される。医療少年院に送致して、まずは医学的な治療を受けることとする等、それぞれの少年に対してふさわしい措置を考えて対処をしているところである。少年保護事件が15歳、16歳時に最も多いとのことについては、単純に言ってしまうと、その時期に最もエネルギーを持っている反面、十分な社会性が身に付いていないという辺りが原因になっていると思われる。

15歳、16歳時は、少年自身の身体の発達や進学等によって、少年を取り巻く環境が大きく変化するが、それに応じて少年が不安定な状態となり、非行に陥りやすくなる面があると思われる。

少年保護事件の件数が年々減少している原因として考えられるのは、少子化のほかには先ほど説明のあった経済状況の好転くらいかと思われる。少年保護事件における外国人の事件については、あまり多くはないというのが実感である。裁判員制度の開始が少年保護事件にどのような影響を及ぼすかは、現在のところは明らかではない。

少年保護事件が15、16歳時に最も多いことについては、いわゆるドロップアウトがちょうどそのころから始まるためだと思う。また、少年の資質が変化しており、罪悪感や共感性に乏しく、対人コミュニケーション能力に問題がある、ということが指摘されているが、インターネットやパソコン上で作り出された世界を少年達が十分にコントロールできていないという印象がある。最近、ネット上での脅迫というような事件が増えているが、自分のやっていることがどのような影響を与えるのか、また自分のやったことで相手がどのように思うのか、という点での共感性が希薄で、少年自身がそのようなことを実感できていないと感ずることがある。

体験型の教育的働きかけに関わる人的資源の件について、「少年友の

会」の話が出た。少年友の会の活動について、紹介させていただくと、少年友の会は調停委員を中心に結成されたボランティア団体で、様々な形で家庭裁判所の行う教育的働きかけに協力をしている。少年友の会の学生ボランティア部では近隣の大学生にボランティアとして登録をしてもらい、合宿等に参加してもらっている。少年と年齢の近い大学生から働きかけを行った方が、より少年本人に良い刺激を与えられるのではないかと思っている。

そのほかにも家庭教師活動といって、事件が家庭裁判所に係属し、家庭裁判所調査官の面接が行われるころ、担当者が少年に接し、学習の指導を行うという活動もある。この活動は、少年ごとに担当を決めて実施し、2、3回にわたって指導を行うこともあれば、関わりが数箇月に及ぶ場合もある。家庭教師活動に関わった担当者に聞いたところによると、最初は全く話をしようとしなかった少年が、少しずつ担当者に話をするようになり、勉強に対する意欲を見せるようになった、とのことである。このような少年友の会の活動が直接少年の再犯防止につながっているかどうかはわからないが、少年の再犯防止を目指すための取り組みの一つとして紹介させていただきたい。

少年友の会の存在は、家庭裁判所としても実に心強く思っている。今後とも御協力をお願いしたい。

家庭裁判所が中心となって、少年に対して様々な教育的働きかけを行っていることは知っていたが、限られた人数の中で本当によくやっているという感想を持っている。先程、少年の再犯率の統計を取るという提案があったが、私も家庭裁判所の行った教育的措置の結果を検証すべきだと思う。

少年審判制度においては、少年の保護と更生に重点がおかれ、被害者は蚊帳の外に置かれているような状態だったが、近年の法改正によって被害者が少年審判に参加することが認められるようになった。特に被害者による少年審判の傍聴については、少年の保護や教育的措置との兼ね合いでどのような形で行われるのか、また、審判廷の設備等、物的な面でもどのようなになるのか、家庭裁判所の検討状況をお聞きしたい。

少年法の改正については、私も先程の委員と同じ意見を持っているが、

家庭裁判所においても改正少年法の施行に向けて準備をしているとのことなので、その内容をお聞きしたい。これまでの一連の法改正は、神戸家裁で審判が行われた、須磨の少年Aの事件がきっかけとなっており、法改正の出発点となった神戸家裁の今後の動向については、世間が注目していると思う。神戸家裁は、最近でもメールでのいじめの事件や、監禁リンチ殺人事件等、著名事件も多く扱っており、その経験を生かして、しっかりと準備をしていただきたい。

改正少年法における制度については、少年の更生にプラスになるような方向で実施していければいいと思う。非行を犯して一時保護している少年に対し、反省を促す中で思うことであるが、少年には、自分が施設に入れられて不自由だ、親に会えない、といった自分に不利な事柄に対する思いしかなく、被害者の心理にまで思いをめぐらせることがないように感じる。その意味では、講習等を通じて被害者の思いを少年に伝えていくということは、少年が被害者の心理に思いをめぐらせるためのいい試みだと思う。

家庭裁判所が行う教育的措置については、少年の再犯が少ないということで、一定の効果があると考えてもいいと思うが、その反面、再犯があることをある程度覚悟の上で、とりあえずはこのような教育的働きかけのプログラムをやってみざるを得ない、というような悩みもあるのではないかと感じた。

また、一般的に犯罪を繰り返すことが多いと言われる性犯罪等については、効果的なプログラムを組み立てることができず、施設等もいろいろと悩みながら対応しているところである。こういうケースにはこういうプログラムが有効である、というような意見があれば、ぜひ教えていただきたい。

少年保護事件の件数が減少しているとのことだが、数字よりも質の変化が重要だと考える。最近では少年が自分の不満を行動化するより、うつ、引きこもり等、内向化する傾向があるように思う。現に自殺等の自傷行為は非行少年に多く見られる。そのようなことは数字で把握できないものだけに、工夫して何らかの形で見ることができないか、と考えている。

また、少年非行と発達障害との関連性が言われているが、きちんと統計

を取るなどして、専門家と連携して把握していくことができないか。発達障害が医療や福祉の対象なのか、教育的措置の対象なのか、難しい問題があると思う。

少年が自傷行為等で緊急入院するようなケースがあるが、そのようなとき、家族の問題を抜きには語れないと思う。例えば、入院の付き添いに来るのが親ではなく、同居しているボーイフレンドだったりする等、少年の家庭が崩壊しているようなケースが多いように思う。1回だけの教育的働きかけにより家庭裁判所の手を離れるというのは、まだ家庭が健全な証拠だと思う。

家庭裁判所は福祉的な機能も有しているが、基本的には判断機関であり、その中でどういうことができるかを考えながら様々な措置を講じている、というのが現状である。

私も、家庭裁判所による教育的措置を受けた少年の再犯率がどの程度なのか気になっていたところである。少年事件は15歳から16歳時に最も多いとのことだが集団生活の中で勝ち負けがはっきりするようになり、集団からはみ出す者が出てくるのがまさにその年代だと思う。

家庭裁判所の行う教育的措置は、規律に従って集団で生活する中で自分を見つめていく、ということを学ばせるものだと思うが、私は、これはまさに学校と同じだと感じた。教育の現場でも学級崩壊等の問題があるため、日常の教育にも、もっと力を入れていくべきだと感じているところである。

被害者が少年審判を傍聴する場合には、現在の審判廷でも備品等を整備することで対応できるか、別の部屋を改修する必要があるか等、現在検討を進めているところである。

被害者の少年審判の傍聴については、これまでになかった制度であり、始まってみないとわからないところがあるが、審判において実際にどういふことが行われているのか知りたい、という被害者の思いは、切実なものであると思っているので、これを少年の健全育成という少年審判の理念とどうやって調和させていくか、という点が非常に難しいと考えている。私としては、申出があれば広めに認めていかざるを得ないと考えているが、今後様々な問題点が発見されると思うので、それを踏まえた上でどのよう

な運営をしていくのが良いのか、探っていきたいと考えている。

少年審判における被害者保護の制度に対する考え方については、現時点では裁判官によって温度差があることは確かであるが、少年審判の主たる目的は、少年の更生と健全育成にあり、そのためにその少年に対してどういふ処分を科するべきなのか、少年が二度と非行を起こさないようにするためにはどうしたらいいのかを検討する、という少年法の基本理念を忘れてはならないと考えている。被害者の精神的、物的損害については、一日も早くいろいろな形で救済されるべきではあるが、その点が刑事事件、少年事件の手續の中においてどうあるべきか、常に悩んできたところである。具体的な例を挙げると、少年の過失は少ない反面、重大な被害が生じているケースでは、被害者が厳しい処分を望むのに対し、裁判所として被害者感情を反映する形で、少年に対して厳しい処分をもって臨むべきかどうかは非常に難しく、常に悩むところである。被害者への配慮は重要だが、被害者の感情に妥協する形で少年に対して必要以上の処分をしてしまうと、少年の更生の意欲を削いでしまい、少年を新たな非行に走らせてしまうことになりかねない。そうさせないためにどのような措置を執り、働きかけをしていくべきか、という観点を忘れてはならないと考える。そして、その中で被害者に対してどの程度の配慮をしていくのかを考えていくことになると思われる。

私は、マスコミで取り上げられている犯罪被害者保護の運動には、大きく二つの流れがあると認識している。一つは犯罪被害者の立場から、加害者に対する厳罰を求めるものであり、もう一つは被害者の救済のためには加害者の更生が第一であるとして、それを運動の中心に置くものである。そのうち、後者の運動の中心となっているのは、交通事故で幼い息子さんを亡くした方だが、彼は各地の少年院等を回って、少年に被害者の気持ちを伝え、被害者の感情を忘れずに更生してもらいたいと訴える、という運動が続けられている。私としては、加害者に対する厳罰を望む気持ちもわからなくはないが、このように加害者の更生を第一に考える運動があることをありがたく感じている。我々裁判官も、被害者の問題については日々悩みながら審判を運営しているという状態である。

少年審判における被害者保護については様々な意見があり、非常に難しいところである。これからの実務において、様々な問題が生じてくると思われるので、家庭裁判所としても、今のところ統一的な見解はない、という状態である。ただ、これまでの少年審判手続において、被害者の立場に重きが置かれることがなかったのも事実であろうと思われる。今般、このような立法がなされたということは、社会や人々の意識にも変化があるということでもあるので、その中で少年の健全育成という理念と調和させながらどのように審判を運営していくか、という点が今後の大きな課題となると考えている。

少年審判の運営について、裁判官の率直な意見を聞き、家庭裁判所もいろいろと悩んでいることがわかったので、今日の委員会での討議は有意義だったと思う。

近年、「修復的司法」という考え方があり、加害者と被害者とが対話する場面を設けることが必要だと言われている。少年審判手続は非行少年に対して処分を行うという手続だけに、そのような機会を設けることは難しいとは思いますが、被害者の気持ちを理解することが加害者の更生に深く関わってくると思うので、このような観点で家庭裁判所が関与することができないか、御検討いただきたい。

修復的司法は魅力的な考え方だと思うが、少年保護事件においては、約1箇月という短い期間の中で事件を処理しなければならないところ、1箇月という期間では被害者側の気持ちの整理がつかず、加害者と和解しようという気になりにくいと思われる。そのため、少年審判の手続中の限られた時間の中でこれを行うことは難しいため、審判後の何年ものスパンの中で修復ができ、加害者にとっても、被害者にとっても今後の励ましになるようなものを築くことができれば、と考えているところである。

少年の資質の変化や少年を取り巻く時代背景の変化により、従前のような画一的な処遇ではなかなか難しい面があり、家庭裁判所としてもボランティアの協力を得たりしながら、様々な工夫をしているところである。

マスコミは被害者の側の意見を採り上げがちだが、家庭裁判所で行っている働きかけ等についても、積極的にアピールしていくべきではないかと

思う。例えば、裁判員制度の関係で地方裁判所の裁判官がシンポジウムに参加しているように、家庭裁判所も機会があれば積極的に出て行って話をすべきである。家庭裁判所もいろいろと意見を言える時期がきているのではないだろうか。

家庭裁判所の立場上、難しい面もあるとは思うが、家庭裁判所も世間に対する露出度をもっと高めてもいいのではないだろうか。私自身も家庭裁判所の取組を今日の委員会で初めて知ったような状態なので、家庭裁判所の取組をもっとアピールしても良いと思う。

私は「少年友の会」という団体そのものの存在すら知らなかったのだが、それは一般の人が加入できるような団体ではないためか。

「少年友の会」は調停委員、弁護士を中心に構成されており、一般的に外部から加入を募集することはしていない。閉鎖的と言えば、その意味ではそのとおりかもしれない。

なお、学生ボランティアは少年友の会の構成員ではなく、少年友の会の組織の一つとして学生ボランティア部があり、登録した学生に合宿等に参加してもらおう、という形態になっている。

私も今日の委員会で話を聞くまで、少年事件における家庭裁判所の取組について全く知らなかったので、今後は広報活動にもっと力を入れてもらえれば、と思う。

例えば、学生には、犯罪というものは自分とは縁遠いもの、という意識があり、いわゆる犯罪に対する厳罰化の流れも、自分だったらそのようなことをするはずがないから、そのような悪いことをした人間は死刑にしてもいい、というような意識が根底にあるのだと思う。私としては、犯罪とはもっと身近なものであり、たとえ自分が罪を犯さなくても、思わぬ形で犯罪に巻き込まれることもある、という意識を持ってもらいたいと思う。その意味で、教育の一環という形で、家庭裁判所と公立の小中学校、高等学校との間で連携を図るようなことはあるのか。

中学生の少年事件の場合、個別の事例において、生徒指導担当の教諭と連絡を取り、少年の処遇について連携を図ったり、試験観察を行う際に学校での生活の様子を教えてもらったりすることはある。また、一般的な意

味での学校との連携という形では、学校からの要請を受けて、裁判官が出張講義を行ったこともあると聞いている。

一般広報としては庁舎見学を受入れており、大学生に関して、学校やゼミからの依頼を受け、家庭裁判所の庁舎見学や、家庭裁判所の職員による少年事件手続についての講義を年に数回ほど実施している例もある。

先程の御意見は、家庭裁判所がもっと広いリソースを使用すべき、という趣旨の提案と思われるが、全国的に見ると、NPO法人に協力を依頼し、例えば、地域の清掃活動に少年を参加させてもらう等、地域社会と連携しながら少年に教育的措置を施していく、という流れがある。神戸においても、そのような形で拡充できれば、人的資源の確保という問題もクリアすることができると思う。

教育的措置を言い過ぎると、裁判所の職務の範囲を超えてしまうことにもなりかねない。むしろ少年の進路指導、就労や学力を保障する方が重要だと考える。その中で家庭裁判所がどこまで関われるかは困難があるが、家庭裁判所が社会的な流れにうまく乗って行って、人が交流できるような状態ができないと、これらの問題はクリアできないように思われる。

少年の処遇を決めるに当たり、家庭裁判所がいろいろな苦勞をしていることは理解できる。基本的には、家庭裁判所はこの少年についてはどのような方向で働きかけを行うのが相当か、という観点から決定をし、その決定に基づいて指定された機関が、少年の更生のために十分な役割を果たしてくれればいいと考える。ただ、その機関が十分に機能していなかったり、少年の処遇のために裁判所が選べる選択肢が少なすぎる、という点について家庭裁判所が苦勞をしていると思われるので、今後はその点を充実させるべきではないかと思う。

非行少年の問題については、社会の側の受入体制が不十分であり、家庭裁判所がその受入体制を作っていくというのは無理な話だと思われる。ただ、どこかからの働きかけがないと、そのような必要性があることにも思いが至らないと思われる。その意味で、家庭裁判所からの情報発信をお願いしたい。

(6) 次回の神戸家庭裁判所委員会のテーマ及び日程について

次回テーマは、「成年後見制度について」に決定した。

次回の日程は、平成21年1月29日(木)午後1時30分からと決定した。

- (7) 所長閉会あいさつ
- (8) 閉会のことば(総務課長)

最近の少年事件の概況と今後の課題について説明させていただきます。

1(1) 先ず、最近の少年事件の概況ですが、全国の方から見ていただきますと、平成15年が27万人で、その後除々に減少し平成18年には21万人になり、昨年度には20万人を切りました。神戸家庭裁判所においては、若干、全国とずれている部分はありますが、多少の増減をしながら年々減少している状況です。

少年保護事件のピークは昭和58年で、この年の新受人員は約68万人でした。その後減少を続け、平成7年には約29万人となり、その後、若干増加しましたが、平成12年以降再び減少し、昨年度は約19万人余りということで、ピーク時の約28パーセントにまで減少しています。事件種別で見ますと、主として減少しているのは、道路交通保護事件であり、平成15年には約6万人であったものが、昨年は4万人を割りました。業務上過失致死傷を含む一般保護事件は、平成15年には約20万人でしたが、平成17年には約18万人になり、昨年は約15万人に減少しています。

神戸家庭裁判所においても、新受人員の傾向としては、全国の統計と同様な推移をしています。最近5年間を見ても、全体的には減少傾向にあります。

このように、少年保護事件の新受人員は、全体として減少傾向にあるものの、社会的関心を集める重大事件や資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件も少なくなく、事件の内容は一層複雑多様化しています。

(2) 次に非行別新受人員ですが、昨年度においては全国では、窃盗事件が圧倒的に多く、32パーセントを占めています。横領、遺失物横領を含めると46.7パーセントで、財産犯が過半数近くを占めています。神戸家庭裁判所でも窃盗が最も多く、横領、遺失物横領を含めると、45.6パーセントとやはり過半数近くを占めています。刑法犯の中で占めるそれら財産犯の割合は、全国で約62パーセント、神戸家庭裁判所では約65パーセントになります。

特別法犯の中では、道路交通法違反等が圧倒的に多く占めています。

凶悪犯と言われる殺人、放火、強盗及び強姦は、平成4年に約1100人と過去最低の水準まで減少した後は増加し、平成9年以降は2000人を超える水準で推移してきましたが、平成17年には約1600人と大幅に減少し、そ

の後も減少し昨年は1185人と平成4年の水準に近づいております。

神戸家庭裁判所では、平成17年には増加をしており、全国とは異なる傾向を示しております。

(3) 一般保護事件の行為時の年齢別既済人員を見ますと、全国でも神戸家庭裁判所でも15歳、16歳がピークで年齢が高くなるに従って減少しています。

(4) 終局別の人員を見ますと、平成19年度では、審判不開始と不処分を合わせますと、全国では全終局決定の72.8パーセント、神戸家庭裁判所でも73.5パーセントであります。また、保護処分のうち保護観察が占める割合は、全国では81.9パーセント、神戸家庭裁判所では80.6パーセントと同じような傾向を示しています。

2 今後の課題

今後の課題としては、家庭裁判所における教育的措置と被害者等への配慮の問題です。家庭裁判所における教育的措置につきましては、本日、後ほど詳しく説明させていただき予定をしております。もう一つの問題である被害者への配慮については、平成12年(平成13年4月1日 施行)の少年法改正で、被害者への配慮として、(1)被害者等による記録の閲覧・謄写、(2)被害者等の申し出による意見の聴取、(3)被害者通知制度が設けられました。

神戸家庭裁判所では、被害者への配慮につきまして、(1)故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、(2)死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪、(3)その他裁判官が相当と認めたものに関する事件については、被害者案内をしております。

それに基づいて、被害者から記録の閲覧・謄写が求められたり、審判結果の通知を求められたりしております。

その後も少年法は改正されていきますが、被害者等の関係では、今国会において、

- (1) 被害者等による少年審判の傍聴
- (2) 被害者等に対する審判状況の説明
- (3) 被害者等による記録の閲覧及び謄写の改正

について審議され、改正案が成立し、6か月以内に施行されることになりましたので、施行に向けて準備をこれから整えていくこととなります。

第1 はじめに

私からは、少年審判手続及び審判での教育的措置について説明させていただきます。

さっそく、少年審判手続の説明に入らせていただきますが、時間も限られていますので、事件の(1)受理、(2)調査、(3)審判という少年審判手続の3つの段階に従って、「少年の健全育成」という少年法の目的に由来する少年審判手続の特徴を中心に説明させていただきたいと思います。なお、今、申し上げました少年審判手続における3段階目の「審判」とは、裁判官が直接少年と会って最終的な処分を決める手続のこととして、「少年審判手続」というときは、この審判も含めた少年事件の手続全体のことを意味しているということに御留意いただければと思います。

第2 受理

- 1 家庭裁判所が事件に関わるスタートが事件の受理ということになります。家庭裁判所が事件を受理するルートは、少年法上様々なルートが定められていますが、実際には、ほとんどが警察官や検察官といった捜査機関からの送致になっています。つまり、捜査機関が犯罪をした少年を発見し、捜査を終え、家庭裁判所に事件を送るとというのが事件受理の通常の場合ということになります。
- 2 ここで、少年事件で特徴的なことは、「全件送致主義」と呼ばれているルールがあるということです。全件送致主義とは、捜査機関は、どんなに軽い事件でも、すべて家庭裁判所に事件を送らなければならないということです。成人の事件の場合、軽い事件であれば、捜査機関は起訴猶予処分などを行い、裁判所に対して事件に対する判断を求めずに事件を終了させるということが認められているのですが、少年の事件の場合、どんなに軽い事件でも、すべて家庭裁判所に事件を送らなければならないとされています。

このように少年事件において全件送致主義が採られている理由は、少年の場合、どんなに小さな犯罪でも、背後にいろいろな問題を抱えている場合が多いので、少年の健全育成のためには、後に述べます家庭裁判所調査官といった専門的スタッフを持つ家庭裁判所に事件を送り、家庭裁判所に処分を決めさせるのが適当だということにあります。

3 ただいま述べましたのは、少年事件はすべて家庭裁判所に送られるということですが、次にお話ししますのは、ここでいう「少年事件」とは何かということです。

家庭裁判所が扱う少年事件は、いわゆる少年の不良行為すべてということではなく、少年法によって、3つの場合が定められています。それは、(1)「犯罪少年」、(2)「ぐ犯少年」、(3)「触法少年」の3つです。犯罪少年と触法少年とは、いずれも刑法などの法律に違反した少年のことですが、刑法上、14歳未満の者の行為は罰しないとされているため、14歳未満の者については特に触法少年と呼び、14歳以上20歳未満の者の犯罪少年と区別しています。

もう1つのぐ犯少年ですが、「ぐ犯」の「ぐ」とは「おそれ」という意味で、つまり犯罪をするおそれのある少年ということになります。成人の場合、犯罪をするおそれがあるからといって処分を受けることはありませんが、少年の場合、いまだ犯罪をするに至っていない不良少年を早期に発見し、適切な保護を加え、健全な育成を図るとともに、犯罪の発生を未然に防止しようとするもので、このぐ犯少年を犯罪少年と同じ手続にのせるということも、少年事件の特徴ということができると思います。ただ、ぐ犯少年といいましても、犯罪少年と同じ手続にのせる以上、いわゆる不良少年一般を対象とするのではなく、少年法上、一定の要件が定められています。具体的には、保護者の正当な監督に服さないなどの法律上定められた事由が一定期間継続しており、それに加え、少年の性格、環境から判断して将来犯罪を犯すおそれがあると評価される必要があります。このおそれは、経験則に基づいて特定の犯罪の危険性があることが必要であるという見解が一般的ですので、深夜徘徊などがあって、抽象的に何らかの犯罪を犯すかもしれないといった程度では足りず、単なる不良少年をぐ犯少年として家庭裁判所が扱うということは難しいということができません。

第3 調査

1 事件が受理されますと、家庭裁判所は事件の最終的処分に向けて、調査を始めます。この調査には、(1)法的調査と(2)社会調査の2つがあります。事件の最終的処分は、非行事実の有無を前提に、少年の性格、環境上の問題に応じて行われることとなりますが、この非行事実の有無の調査が法的調査、少年の性格、環境上の問題の調査が社会調査と呼ばれるものです。なお、少年法では、この少年の性格、環境上の問題を「要保護性」といっていますが、少年法でいう「要保護性」とは、

少年法の目的は少年の将来の再非行を防止してその健全育成を図ることにありますから、少年の現在の性格、環境に照らして将来再び非行に陥る危険性があること、すなわち、犯罪的危険性を中心としてとらえられています。

- 2 非行事実の調査である法的調査は裁判官が行うのですが、第1次的には、裁判官は、捜査機関が捜査した結果である供述調書、実況見分調書などの証拠を検討し、非行事実の有無を判断します。これによって、非行事実の存在にあまり問題がなければ社会調査に進むわけですが、非行事実の存在に疑問が残る場合には、社会調査に進めないで、まずは非行事実の有無の審理を行うということになります。この審理において、非行事実に対する少年の言い分を聞き、証人尋問などの必要な審理をした上で、それでもなお非行事実が認められるということであれば、社会調査に進むということになります。

法的調査に当たっては、捜査機関から家庭裁判所に送られた証拠は、少年側からすれば、いわば捜査機関側が一方的に集めた証拠ということになりますので、裁判官としては、少年が非行事実を争う姿勢を示した場合には、少年の言い分に十分耳を傾け、少年が争う機会を十分に与えられずに一方的に非行事実を認定されたということにならないように注意して、手続を進めているところです。

- 3 一方、要保護性の調査である社会調査は裁判官が命じて調査官に行わせています。この社会調査は、非行事実があるとして、少年にとってどのような処遇が最も有効適切であるかを明らかにするためのものです。少年法は、社会調査の方針として、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならないとしています。これは社会調査における科学的、総合的な調査の方針を定めたものですが、このような方針が定められているのは、少年に対して適切な処遇をするためには、少年についての人間理解を深めつつ、少年の犯罪的危険性の予測と教育によって変わり得る可能性を洞察することが必要だからです。

社会調査を行う調査官制度は、家庭裁判所の大きな特色で、裁判官は、人間関係諸科学の専門職である調査官の調査結果を受け、それを踏まえて処遇を決めるということで、より適切な処遇を決定するということになります。

第4 観護措置

ところで、家庭裁判所の調査、審判のために、少年の身柄の保全が必要な場合、少年を施設に収容する措置として、「観護措置」という措置があります。観護措置がとられる場合、少年鑑別所に収容されますが、その際に少年の調査の一環として心身鑑別をすることになります。少年鑑別所は、心身鑑別に当たって、心理検査や行動観察などによって、少年の心身の状況を把握し、家庭裁判所に対し、鑑別結果として、今後の処遇を決めるのに必要な情報を提供します。

収容の期間は、法律上、原則として2週間で、特に必要があるときは、原則として1回の更新が認められています。もっとも、少年鑑別所における心身鑑別に相当の日数を必要とすることから、通常は1回の更新をし、審判も3週間を経過するところに行われることが多いといえます。

第5 審判

1 このように調査が終了しますと、少年の最終的処分を決める審判が行われることとなります。裁判官は、捜査機関から送られてきている記録、調査官の調査結果、少年鑑別所の鑑別結果を検討した上で、審判を行います。

審判では、おおまかにいいますと、非行事実の審理と要保護性の審理とを行っています。

この審判における手続の進め方については、少年法は、「審判は、懇切を旨として、^{なご}和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」、「審判の指揮は、裁判長が行う。」と規定するだけで、具体的な進め方は、裁判官に広くゆだねています。

成人の事件では、被告人の権利保障と真実発見による刑罰法令の適正かつ迅速な実現とを目的とするため、その目的にふさわしい形式として、検察官、被告人の双方が攻撃防御活動を尽くすという当事者主義という形式が採られています。これに対し、少年の事件では、少年の健全育成を目的としていますので、少年自身が抱えている問題に応じて、柔軟な対応を採ることができるように、手続を裁判官の合理的な裁量にゆだねているといえます。

2 非行事実の審理と要保護性の審理とが終わりますと、少年に対する最終的処分を決めるということになります。なお、通常では、審判のあったその日に最終的な決定が言い渡されるのですが、しばらく少年の行動等を観察した上で、最終的な決定をするのが適当であるという場合には、最終的な決定を留保して、調査官の観察に

付する「試験観察」という制度もあります。この場合は、しばらく少年の行動等を観察した上で、改めて審判を開き、最終的な決定をするということになります。

審判で言い渡される少年に対する決定としては、おおまかにいいますと、(1)不処分、(2)保護観察、(3)児童自立支援施設送致、(4)少年院送致、(5)検察官送致、(6)児童相談所長送致があります。

まず、(1)不処分ですが、不処分の多くは、審判までの調査官や裁判官による少年に対する働き掛けによって、少年の要保護性が解消したとして、更なる処分は行わないというものです。

次に、保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致は、いずれも「保護処分」と呼ばれているもので、(2)保護観察は、少年を家庭に置いたまま、保護観察所の行う指導監督と補導援護によって、(3)児童自立支援施設送致は、児童福祉施設である児童自立支援施設に入所させることによって、(4)少年院送致は、少年を少年院に収容して矯正教育を行うことによって、それぞれ少年の改善更生を図るものです。

それから、(5)検察官送致は、刑事処分が相当と認められる場合に行われるものです。

最後に、(6)児童相談所長送致は、少年の改善更生のためには、これまで述べた家庭裁判所における処理よりも、児童福祉機関の手にゆだねた方が相当と認められる場合に行われるものです。

このように、少年に対しては、様々な決定があるのですが、保護観察所や少年院においても、運用上、様々な態様の処遇を用意しており、これらによって、個々の少年が抱える問題に応じた処遇を選択することができることになっています。

以上が少年審判手続ということになります。

第6 審判における教育的措置

最後に審判における教育的措置ということになりますが、審判において、どのように教育的措置をほどこしていくかは、少年の年齢、性格、保護者の態度、事案の内容、審判出席者の状況などによって、臨機応変に対応していくことになります。裁判官の個性もある程度現れてくるので、一般的にこうしているということはないのですが、ここでは、裁判官として、一般的に留意していることについて、3点、触れさせていただきたいと思います。

第一に、裁判官が審判において教育的措置をほどこすといいますが、これは、裁判官がむやみやたらに訓戒や説教を行うというものではないということです。もちろん、非行が許されないということについて訓戒をすることも大切なのですが、少年が自らの力で立ち直るためには、審判で少年と会話をする中で、調査官による調査結果のほか、少年鑑別所に収容された少年であれば鑑別結果を用いつつ、少年に非行の原因や自分の抱えている問題点について考えを深めさせ、少年自身に語らせるということも大切だということです。

第二に、保護者に対する適切な働き掛けが必要だということです。審判が終われば、多くの場合、少年は家庭に帰って行くこととなりますので、審判以降、少年の身近にあって、継続的に指導することができるのは保護者ということとなります。そのため、審判において、少年が話すことを一緒に聞かせるとともに、これまでの指導を振り返らせ、指導の意欲を失っている保護者に対しては指導の意欲を回復させたり、非行を契機に指導を改め始めている保護者に対しては指導の後押しをするように努めているところです。

第三に、審判における教育的措置は裁判官だけがほどこすのではなく、学校の先生など審判の出席者から、少年の課題などについてそれぞれの立場から率直な意見を述べてもらうことによって行うということです。学校の先生など、家庭裁判所とは異なる立場の方から意見を述べてもらうことは、少年自身が、自己の抱える問題をより深く考えることにつながり、少年の改善更生に資すると思われま

す。最後になりますが、裁判官として少年と直接に接する場合は、審判という短い時間になるわけですが、少年にとっては、家庭裁判所で裁判官が主宰する審判を経験するということが、成長していく中で大きな経験になると思いますので、私としては、審判後に少年が自らの力で立ち直り、再び非行を起こさないために、できる限り多くのことを考えて帰ってほしいと思い、審判を運営しているということをお伝えしまして、私からの説明を終わらせていただきます。

以 上

はじめに

家庭裁判所では、非行を犯した少年に対し、保護観察や少年院送致などの処分を決定していますが、「審判不開始」や「不処分」のように、処分を行わないことがあります。これは、少年や家庭環境に問題が少なく、根深い非行性がないと判断されたり、調査や審判の段階では既に非行性が解消していると判断される場合に選択されます。しかし、このように処分を行わない少年に対しても、非行についての反省させ、これを繰り返すことがないように、調査から審判、処分の決定の過程で、様々な方法で教育的な働きかけを行っています。

近年、各地の家庭裁判所では、少年や保護者に対する教育的働きかけについての新たな工夫や試みがみられます。今回は、家庭裁判所における教育的働きかけの概要をご説明するとともに、神戸家庭裁判所で行われている教育的働きかけについてご紹介したいと思います。

1 調査や審判での指導

調査や審判においては、少年の問題点を把握しこれに応じた教育的働きかけを行っていますが、これは、主として、次の3点をねらいとして行われています。

- (1) 自己理解をさせる
- (2) 自分の犯した非行をきちんと認識させる
- (3) 少年が抱える問題に対する解決力を高める

そして、そのねらいを実現するために、具体的には、再非行を犯さないためには何が必要かを考えさせる、ある行動をとるように助言・指導する、既に改善されている点を確認し支持する、一定の知識や課題を付与する、心理テストを実施して自己理解の助けにする、被害者調査の結果をフィードバックして自己の犯した非行に直面させるなどの措置を行っています。

2 試験観察における働きかけ

少年事件には、少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、一定期間少年の生活状況等を家庭裁判所調査官に観察させることがあります。これを「試験観察」といい、その観察結果等を踏まえて最終的な処分を決めることとなります。

試験観察においては、家庭裁判所調査官が少年に対して更生のための助言や指導を与えながら、少年が自分の問題点を改善していこうとしているかといった視点で観察

を続けます。ケースによっては、後でご説明する体験型の保護的措置と組み合わせることもあります。

また、民間のボランティアや施設に指導を委ねて観察することもあり、これを「補導委託」といいます。補導委託においては、一般的に少年をしばらくの間補導委託先に預け、仕事や通学をさせながら、生活指導をしてもらうこととなります。

3 少年の資質の変化と教育的働きかけの工夫

ところで、最近では、次のような特徴が見られる少年が増えてきました。

- (1) 規範意識や罪悪感の乏しさ
- (2) 社会性や共感性の乏しさ
- (3) 自尊感情や自己感覚の乏しさ
- (4) コミュニケーション能力や対人関係能力の低さ

特に、面接において言葉を介したやりとりをして、自己洞察などを促すだけでは十分な効果が得られない少年が増えてきている実情にあります。そこで、少年の解決すべき課題に即した場面を意図的に設定して体験させ、少年が実感したことを手がかりとして指導を行う教育的な働きかけが工夫され、近年全国の家庭裁判所で積極的に取り入れられるようになりました。

これらを大まかに分けると、各種の講習を受講させた上で指導を行うもの、合宿に参加させ共同作業を通じて生活体験の幅を広げたりコミュニケーションの在り方などを考えさせたりするもの、対人援助や地域清掃などの社会奉仕活動を行わせるもの、グループワークの手法を用い保護者同士の話合いの場を設けているものなどがあります。

4 当庁における教育的働きかけの工夫

次に、当庁で実施している教育的働きかけの工夫についてご説明したいと思います。

(1) 講習型の働きかけ

ア 無免許講習

無免許運転で検挙された少年に対して、家庭裁判所調査官が講習を行います。最高裁作成のビデオを視聴させ、車両運転にはなぜ免許が必要なのか、免許とはどういう意味があるのか、事故を起こすとどのような責任を負わされるのかなどについて詳しく説明します。

イ 万引き防止講習

大型店の店長などから、商品売る苦勞や万引き被害の影響などを被害者の立場から話をしてもらった上で、反省を深めるための話し合いなどを行わせています。

ウ バイク盗防止講習

バイク窃盗を犯した少年が対象です。バイク愛好家の方に講師をお願いして、バイクとのつきあい方を考えさせます。愛好家の方のバイクに対する思い入れを知ることで、被害者の立場を考えさせるという効果も狙っています。

エ 保健指導

家庭裁判所の看護師が医学的な見地から知識付与や指導を個別に行います。

シンナー吸引で検挙された少年に対しては、シンナーが心身に与える害を詳細に解説し、シンナー吸引を行わないよう指導しています。

また、性的な問題行動が認められる女子少年に対しては、妊娠や性病の危険性を説明し、自分自身を大切にしよう働きかけています。

(2) 合宿型の働きかけ

試験観察中の少年を2泊3日のキャンプに参加させます。1回のキャンプに少年は4～5人参加します。キャンプにおいては、体験学習のプログラムや、がけ登りやクラフト作り、食事の準備や後かたづけなどを通じて、他人と協力し合うこととルールを守ることの大切さを体験的に学ばせます。少年とほぼ同人数の調査官も参加し、各プログラムごとに実際の体験直後にそれをきちんと振り返る作業を繰り返し行わせ、自分で気づいた問題点や他の参加者から指摘された点などについて明確化させています。

親子でキャンプに参加する親子合宿もあります。親子関係に問題がある少年と保護者を参加させ、日常とは異なる環境の中で、親子関係を見つめ直させたり、親子で協力することを体験させます。

(3) 社会奉仕型の働きかけ

ア 社会福祉施設における対人援助

特別養護老人ホームや障害者の通園施設などの社会福祉施設において、施設職員とともに、施設利用者の介護等を行うものです。ささいなことで施設利用者からからお礼の言葉をもらったことうれしそうに振り返る少年もいます。また、施設職員に評価され、自信を取り戻すきっかけを得た少年もいます。

イ 使用済み切手整理活動

使用済み切手を販売して得た資金で、医療関係者が不足している国を援助する活動をしている民間団体に協力するという形で、使用済み切手を整理する活動を行わせます。少年と保護者に、この活動の意義と目的を説明してから、40分～1時間程度、使用済み切手を換金できる形に切り取ったり、日本の切手と海外の切手を分けるなどの作業を行わせます。そして、実際に整理作業を行った切手を計量し、金銭的価値に換算して、その成果を確認させます。

ウ 社会福祉施設の清掃などの施設維持管理

社会福祉施設内の清掃、施設設備の維持管理作業を通じて社会奉仕を体験させるものです。

これらの社会奉仕活動には、犯罪といういわば社会全体に迷惑をかける行為を行ったことに対する償いだけでなく、社会に役立つ行為を行い、自分も誰かの役に立っているという実感を持たせ、社会と自分とのつながりを意識させるという目的があります。

(4) 保護者の会

これは、非行を犯した少年の保護者に家庭裁判所に集ってもらい、約90分程度の時間、保護者としての悩みや思いを語り合ってもらおうというものです。対等な立場で、似た境遇、同じ悩みを抱える者同士が語り合うことで、互いに助言しあったり、孤独感を解消したりといった効果があります。同じ悩みを抱える親同士ですから、具体的な助言にヒントを得て帰る保護者もいます。このような試みを通じて保護者の気持ちが安定すれば、結果的に親子関係によい影響を及ぼし、少年の心情安定につながることを期待できます。また、似た境遇の親が、子供に懸命に向き合っている姿を知ることが、自分の子に向き合う意欲を取り戻すきっかけにもなります。

おわりに

時代の流れに応じて少年の質が変化してきているため、教育的働きかけもそれに対応した効果のあるものでなければ意味がありません。当庁においても、さらに、被害者の視点を取り入れた教育的措置を講ずるべく、あらたな体験型の保護的措置を模索しています。その一方で、ていねいな面接調査を行い、少年の内省を促したり、個別の課題に対して具体的な助言を行うことや、審判手続をより効果的なものにする工夫も忘れてはならないと思っています。少年審判の究極の目的は、非行を犯した少年

が二度と非行を犯さないように社会適応させていくことと言えます。そのためには、目の前の少年にどのような教育的措置が必要なのかをきちんと見極め、少年の特性と成長段階に合わせた保護的措置を選択することが重要であると考えています。